

旭川医科大学個人情報管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学個人情報管理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学個人情報管理規程（平成17年旭医大達第13号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (定義) 第2条 この規程における用語の意義は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第2条、第60条及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条の定めるところによる。 2 この規程において、「各部署」とは、各講座（分野が置かれている講座においては分野）・学科目・<u>センター等</u>、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第26条に規定する部署、病院に置かれる部署（領域が置かれている診療科においては領域）、事務局各課及び監査室をいう。 (略) <u>附 則</u> <u>この規程は令和5年4月18日から施行し、改正後の第2条第2項の規定</u>	(略) (定義) 第2条 この規程における用語の意義は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第2条、第60条及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条の定めるところによる。 2 この規程において、「各部署」とは、各講座（分野が置かれている講座においては分野）・学科目、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）<u>第24条から第26条</u>に規定する部署、病院に置かれる部署（領域が置かれている診療科においては領域）、事務局各課及び監査室をいう。 (略)

は令和5年4月1日から適用する。

【改正理由】

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の改正に伴い、所要の改正を行うもの。